

八尾市障害児保育審議会

医療的ケア児保育受け入れに関する検討部会設置要綱

(設置)

第1条 八尾市における医療的ケア児の保育受け入れについて検討するため、八尾市障害児保育審議会規則(昭和50年8月30日規則第40号)第9条の規定に基づき、八尾市障害児保育審議会医療的ケア児保育受け入れに関する検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 部会の所管事務は、医療的ケア児の保育受け入れについて調査、協議、意見具申を行うこととする。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長および副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長については障害児保育審議会会長の指名により、副会長については部会委員の互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審議)

第6条 部会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めたときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、こども若者部保育・こども園課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月22日から施行する。